

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 3 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700379号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700035号

第1 結論

昭和48年11月から昭和55年5月までの請求期間及び昭和55年6月から平成5年3月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年11月から昭和55年5月まで
② 昭和55年6月から平成5年3月まで

私は、昭和48年10月に結婚し、当時住んでいたA市で国民年金に加入するよういわれ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。その後、昭和55年6月にB町に転居し、B町でも国民年金保険料を納付していた。時期はわからないが、付加保険料も一緒に納めていたと思う。

私の持っている預金通帳には、「コクミンネンキンホケン」の印字があることから、間違いなく、私は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、未加入期間であることはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A市で国民年金に加入するよういわれ、国民年金保険料を納付し、期間はわからないが付加保険料も納付していたと陳述している。

しかしながら、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査、並びに請求者が結婚する前の昭和46年6月からB町に転居する前の昭和55年5月までの期間について、A市において払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより全件調査したものの、請求者が加入手続を行い定額保険料及び付加保険料の納付を行ったとする国民年金手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらず、A市において請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じず、制度上、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできない。

また、請求者は、定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す資料として請求者名

義の預金通帳を提出し、その預金通帳には、国民年金保険料の引き落としのため、11,000円（昭和54年6月25日、同年9月25日、同年12月25日及び昭和55年3月25日）、及び12,510円（昭和55年6月25日）と印字されているものの、請求者の妻は、保険料の口座振替に請求者の預金口座を使用していたと陳述していること、及びこの金額は当時の一人分の定額保険料及び付加保険料の合計額と一致していることから、当該通帳の記載は、請求者の妻の保険料が引き落とされていたものと考えられる。

2 請求期間②について、請求者は、A市から転居したB町でも国民年金保険料を納付し、期間はわからないが付加保険料も納付していたと陳述している。

しかしながら、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査、並びに請求者がB町に転居したとする昭和55年6月（住民票上は、昭和55年7月4日）から昭和60年7月までの期間について、B町において払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより全件調査したものの、請求者が加入手続を行い定額保険料及び付加保険料の納付を行ったとする国民年金手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらず、B町において、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じず、制度上、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできない。

また、請求者は、定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す資料として請求者名義の預金通帳を提出し、その預金通帳には、国民年金保険料の引き落としのため、14,700円（昭和56年12月21日及び昭和57年3月26日）、及び5,620円（昭和57年4月26日、同年5月26日、同年6月26日、同年7月26日、同年8月26日、同年9月27日及び同年10月26日）と印字されているものの、請求者の妻は、B町でも保険料の口座振替に請求者の預金口座を使用していたと陳述していること、同町が保管する請求者の妻に係る国民年金被保険者名簿には、口座振替に使用する口座番号として、請求者の提出した預金通帳に記載されている口座番号が記載されていること、及びこの金額は当時の一人分の定額保険料及び付加保険料の合計額と一致していることから、当該通帳の記載は、請求者の妻の保険料が引き落とされていたものと考えられる。

3 さらに、請求者は、請求期間①及び②について、時期はわからないが付加保険料も納付していたと思うし、口座振替以外の納付方法も行っていたかも知れないと陳述しているものの、国民年金の加入手続及び保険料納付方法等についての記憶が明確でなく、当時の状況が不明である上、請求期間①のA市では79か月、請求期間②のB町では154か月といずれも長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

そのほか、請求者が国民年金に加入していたことをうかがわせる資料（年金手帳、未納の保険料納付書、基礎年金番号通知書等）及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700388号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700034号

第1 結論

昭和42年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年4月から昭和60年3月まで

昭和42年の結婚を機に、妻が私の国民年金の加入手続を行い、妻が納付書を使って夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。時々、納め忘れがありA市役所(現在は、B市C区役所)から未納であるとの連絡をもらったこともあったが、保険料は遅れながらも納付していた。昭和60年頃からは、不景気のため国民年金保険料の納付が困難になったので、妻一人分だけの保険料を納付することにした。請求期間は、私も国民年金保険料を納付しているはずなのに、国民年金には未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和42年の結婚を機に、妻が請求者の国民年金の加入手続を行い、妻が納付書を使って夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、昭和60年頃からは、不景気のため保険料の納付が困難になったので、妻一人分だけの保険料を納付することにしたと主張している。

しかしながら、当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求者が結婚する前の昭和41年7月から昭和50年12月までの期間について、D郡A町(昭和45年*月からA市)において払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金受付処理簿により全件調査したものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付義務は生じず、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、住民票及び戸籍の附票によると、請求期間において、請求者はA市以外に住所を異動

していないことが確認でき、請求期間は216か月と長期間であるところ、同一市町村において、これほど長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

そのほか、請求者が国民年金に加入していたことをうかがわせる資料（年金手帳、未納の保険料納付書、基礎年金番号通知書等）及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。